

## 武蔵浦和コミュニティセンター 貸出ロッカー等利用規程

### 1. 趣 旨

武蔵浦和コミュニティセンター（以下「センター」という。）に設置する貸出ロッカー等（サウスピア3階生活情報支援コーナーの図書館側固定ロッカー及び雑誌架型情報ラック収納部分を指す。以下「ロッカー等」という。）は、センターを利用する団体の活動用具・物品等を収容し、活動の利便性を向上させることにより、市民の生涯学習の向上に資することを目的とする。

### 2. 利用可能日及び時間

ロッカー等に収容物を出し入れできるのは、年末年始の休館日（12月29日～1月3日）を除くセンター開館時間中（8：45～21：30）とする。

### 3. 収容物の制限

次に掲げる物品はロッカー等に収容できない。

- ① 現金及び有価証券
- ② 貴重品（重要な物品、書類、資料等を含む）
- ③ 揮発性もしくは毒性のあるもの又は爆発物等の危険物及び化学薬品等
- ④ 鉄砲刀剣等犯罪に使用されるおそれのあるもの
- ⑤ 盗品、その他犯罪によって得られたもの
- ⑥ 臭気を発するもの、不潔なもの、腐敗変質もしくは破損しやすいもの
- ⑦ ロッカー等を汚損、毀損する恐れのあるもの
- ⑧ 法律で所持、携帯を禁じられているもの
- ⑨ その他保管に適さないと認められるもの

### 4. 利用の許可期間

- (1) ロッカー等の利用許可期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、センターは随時収容物等の検査を行い、収容物又は使用方法が不相当と認められるときはロッカーの貸出しを取り消すことができる。
- (2) 利用期間の初日の正午以降とし、利用期間の最終日は翌日正午までに収容物を撤去し、適切な清掃を行ったうえ、原状に復さなければならない。

### 5. 利用の条件

利用者はセンターを毎月定期的に利用している（前年度通算20日以上、又は申込み月から数えて3ヵ月以内に5日以上の使用予定がある）センターの市内登録団体とする。

### 6. 利用可能な範囲

固定ロッカーは1団体につき1個（ただし、鍵は全ロッカー共通）とし、情報ラックは1団体につき1棚（情報ラック収納部分の3分の1）とする。

### 7. 利用の申し込み

利用を希望するものはセンターが行う年1回の抽選会に参加し、「貸出ロッカー等利用規程」承諾の上、「貸出ロッカー等利用申込書」を記入提出し、「貸出ロッカー等利用許可証」と「貸出ロッカー等利用者カード」の交付を受けなければならない。ただし、年度の途中であっても、ロッカー等に空きがあれば利用の申し込みをすることができる。

## 8. 利用の継続

利用の許可期間終了後も継続して利用を希望する者は、年度末の抽選会に参加しなければならない。なお、抽選により継続して利用することとなった場合のロッカーの場所（ロッカー等の番号）については、抽選結果に従うものとする。

## 9. 利用期間終了時の収容物等の処理

利用期間終了後も原状に復されていない場合には、収容物の内容を確認の上、1週間センターで保管する。保管期間中に収容物を引き取る場合は、団体代表者本人であることが証明できるものを確認した上で、収容物を引き取るものとする。なお、1週間経過しても引き取りがない場合は、利用者が所有権を放棄したとみなし、センターで処分する。収容物によっては、利用者が処分費用を負担するものとする。

## 10. 鍵の貸与

鍵の貸与は代表者本人又は代表者に選出された者（貸与者名簿に登載された者）に限る。鍵の貸与は3階総合案内（18：30以降は8階受付）で行う。鍵貸与者は「貸出ロッカー等利用者カード」を提示の上、台帳に氏名と時間を記入し、収容物の出し入れが完了し次第直ちに鍵を返却しなければならない。また鍵の複製は一切認めない。なお、鍵貸与者が鍵を紛失した場合は、速やかにセンターに申し出、鍵の交換費用等を負担するものとする。

## 11. 収容物の撤去等

次の事由が生じた場合は、センターの判断でロッカー内の物品を撤去できる。

- ① 利用期間終了後も収容物が放置されている場合
- ② 第3項の収容できないものに該当する場合またはその疑いがある場合
- ③ 危険物又は犯罪に使用されるおそれのあるものが収容されている疑いがある場合
- ④ センターの利用者等の身体、財産に被害が及ぶおそれのある場合
- ⑤ その他、センターが必要と認める場合

上記の各号のいずれかに該当し、センターにおいてロッカー等を強制開錠した場合は、その状況に応じて収容物の開封、廃棄、保管等の必要な措置を講じることができる。

## 12. 利用者の賠償責任

ロッカー等を破損した場合又は他のロッカー等の収容物に損害を与えた場合など、利用者がセンター又は第三者に与えた損害は、利用者が賠償の責を負うものとする。

## 13. センターの免責事項

ロッカー等の収容物に滅失又は毀損等の損害が生じた場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、センターはその賠償の責を負わないものとする。

- ① 第3項の収容できないものが収容されていたとき
- ② 鍵の紛失又は盗用により利用者が損害を受けたとき
- ③ ロッカー等及び鍵の誤使用によるとき
- ④ 司法権の発動により、関係官公署から収容物を押収又は証拠品として提出を求められたとき
- ⑤ 天災事変その他不可抗力によるとき
- ⑥ その他センターの責めに帰さない事由によるとき

なお、第9項及び第11項の規定による保管中の収容物にも本項を適用する。

## 附 則

この規程は、平成27年5月17日から施行する。

この規程は 平成27年10月12日から施行する。(一部改正)

この規程は 平成28年2月11日から施行する。(一部改正)

この規程は 平成28年4月12日から施行し、平成28年5月1日正午から適用する。(一部改正)

この規程は 平成29年4月1日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(一部改正)

- 2 この規程の改正前に交付された貸出ロッカー利用カードは、平成30年4月1日正午までなお効力を有する。

## 承 諾 書

私、及び私の団体は、武蔵浦和コミュニティセンター貸出ロッカー等利用規程を遵守の上ロッカー等を借用いたします。

なお、規程に違反した場合、貸出ロッカー等の利用許可の取り消しを受けることに異存ありません。

平成      年      月      日

団体名

代表者

印

住 所